

## ○造林事業標準単価適用に当たっての留意事項

## 1, 補助金額の計算

## 1-1 標準単価

○標準単価・造林事業の補助金を算出する基礎となる単価であり、造林事業の施業区分(実施区分2)毎に標準的な直接費と共通仮設費からなる単価

## (1) 標準単価の区分

- ①基礎単価(税抜)……消費税相当額を含んでいない単価(※)
- ②直営・自力標準単価……直営及び自力により施行する場合で、上記基礎単価に資材費の消費税相当額を加算した単価
- ③請負・委託標準単価……請負により施行する場合で、上記基礎単価に資材費及び労務費の消費税相当額を加算した単価
- ④標準単価(間接費加算)……上記①、②、③の標準単価に間接費を加算して求めた単価。施業地毎の施行実態に合わせ各種経費率を加算する。  
※事業主体が課税業者となることが明らかな場合は、上記の基礎単価(税抜)を適用する。

表-1 標準単価の構成因子

事業区分	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ(縄)代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ(縄)代
枝打ち	枝葉除去費
除伐・保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	除根費、土工費、工作物設置費

※苗木運搬費とは、仮植地から造林地までの運搬費とする。

※搬出集積費とは、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

## (2) 標準単価の内容

- ①標準単価＝直接費＋共通仮設費
- ②直接費(積上)……資材費、労務費、機械経費の計で施業区分毎に標準歩掛により積上げた経費
- ③共通仮設費(定率)……運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費の合計で上記表-1の森林作業道以外は直接費の7.7%、森林作業道の開設・改良は9.1%とする。

## 1-2 間接費

○間接費・標準単価に加算できる間接費は現場監督費及び社会保険料等とする。

表-2 間接費の構成因子と適用基準、加算率

		構成因子				
現場監督費	①労務管理費、②安全訓練等に要する費用、③租税公課、④保険料、⑤従業員給料手当、⑥退職金、⑦福利厚生費、⑧事務用品費、⑨通信交通費					
	適用基準					
	事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施された場合に適用できるものとし、当該雇用される労働者(現場労働者)の管理等のために必要な費用とする。 ただし、当該作業の一部が一人親方等の個人(個人受託者)の受託又は請負により実施される場合であっても、現場指示書等により事業の執行管理や安全管理等が適切に行われ、実質的に当該作業が事業実施主体の管理・監督下に置かれ、現場の管理・監督状況が明確に記録されている場合に限り、下記加算率を適用できるものとする。					
	加算率(現場監督費率)					
	16%					
社会保険料等	構成因子					
	現場従業員(現場労働者を管理監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事するものをいう)及び現場労働者(個人受託者を含む)に係る①労災保険料(特別加入制度の保険料を含む)、②雇用保険料、③健康保険料、④厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分並びに⑤退職金共済制度(林退共、建退共、中退共)の掛金とする。					
	適用基準及び加算率					
	施行地毎に事業に従事した各現場労働者(測量設計労務者、現場従業員を除く)について社会保険等の加入状況に応じて下記に示す保険種毎の点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて下記加算率を適用できるものとする。 【加入している保険種毎の点数】 ①労災保険 6点、②雇用保険 1点、③健康保険 5点、④厚生年金保険 9点、 ⑤退職金共済制度(林業退職金共済制度以外 2点、林業退職金共済制度 3点)					
	加算率(社会保険料率)					
	平均点数	7点未満	7点以上 13点未満	13点以上 22点未満	22点以上	
	加算率	0%	5%	9%	15%	

## 1-3 標準経費

○標準経費・標準単価(間接費加算)に面積や延長等事業量に乗じて求めた額

○標準経費計算方法

標準経費の計算方法は以下(1)~(4)による

(1) 1ha当り標準単価(間接費加算)と実面積より算出する場合 ※間接費が加算できない場合現場監督費率、社会保険料率を0として計算する

●標準経費 = 標準単価(間接費加算) × 実面積 ..... 【千円未満切捨て】

【計算式】

標準単価(間接費加算) = (1ha当り標準単価 × (100 + 現場監督費率 + 社会保険料率) / 100) ..... 【円未満切捨て】

【対象となる施業】

植栽、下刈り、萌芽整理、除伐、保育間伐、間伐、更新伐等

※下刈りのうち、坪刈りについては全面下刈り面積の40%相当を実面積とする。

(2) 1m当り標準単価(間接費加算)と延長より算出する場合 ※間接費が加算できない場合現場監督費率、社会保険料率を0として計算する

●標準経費 = 標準単価(間接費加算) × 実延長 ..... 【千円未満切捨て】

【計算式】

標準単価(間接費加算) = (1m当り標準単価 × (100 + 現場監督費率 + 社会保険料率) / 100) ..... 【円未満切捨て】

【対象となる施業】

獣害防止ネット柵、森林作業道(標準単価が設定されているもの)

(3) 1本当り標準単価(間接費加算)と本数より算出する場合 ※間接費が加算できない場合現場監督費率、社会保険料率を0として計算する

●標準経費 = 標準単価(間接費加算) × 実本数 ..... 【千円未満切捨て】

【計算式】

標準単価(間接費加算) = (1本当り標準単価 × (100 + 現場監督費率 + 社会保険料率) / 100) ..... 【円未満切捨て】

【対象となる施業】

樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット

(4) 実行経費を補助対象経費とする場合

●標準経費 = 事業費(実行経費) ..... 【千円未満切捨て】

【対象となる施業】

県が事業主体の場合、市町村が事業主体で標準単価と比較し安価な場合、作業道を請負に出した場合で標準経費より安価な場合

## 1-4 査定経費

○査定経費・標準経費に査定係数を乗じて求めた経費

●査定経費＝標準経費×査定係数／100

……………

【千円未満切捨て】

○査定係数・査定経費を算出するために事業毎の補助区分により定められた係数

表-4 事業区分、補助区分と査定係数一覧

(1) 森林環境保全整備事業(補助金)

事業区分	補助区分	査定係数	事業区分	補助区分	査定係数
森林環境保全直接支援事業	計画造林(育成単層林)	170	特定森林再生事業	森林整備協定造林	保安林又は公益的機能別施業森林の一部 注1
	計画造林(育成複層林)		(森林緊急造成事業)		180
	計画造林(長期育成)		(被害森林整備事業)		上記以外
	計画造林(人工林整理伐)		90		
	普通造林	90			

※更新伐については、計画造林(長期育成)、計画造林(人工林整理伐)、計画造林(受光伐)のいずれかを選択。

注1)保安林又は公益的機能別施業森林のうち、水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

(2) 農山漁村地域整備交付金

事業区分	補助区分	査定係数
機能回復整備事業	花粉発生源対策推進事業	180

## 1-5 補助額の計算

表-5 造林事業補助率一覧

※補助率内に(査定)と記入されているものについては、査定経費に補助率を乗じて補助額を計算する

事業区分	国庫補助率	県補助率		県上乘補助額の適用
		義務	上乘補助	
(1) 森林環境保全整備事業(補助金)				
森林環境保全直接支援事業	3/10(査定)	1/10(査定)	補助率によって変動	注1-①(災害に強い)
			5%	注2(広葉樹造林)
			5%	注3(保育間伐)
			5%	注4-①(鳥獣害防止)
			15%	注5(再造林促進 植栽)
			5%	注6(下刈支援対策事業)
			7%	注4-②(鳥獣害防止)
			標準経費のうち、資材単価差相当額の2/3以内	注5(生分解幼齢木)
特定森林再生事業(森林緊急造成) 特定森林再生事業(被害森林整備)	3/10(査定)	1/10(査定)	7%	注8(森林作業道災害復旧)
			5%	注3(保育間伐)
			7%	注4-②(鳥獣害防止)
			標準経費のうち、資材単価差相当額の2/3以内	注5(生分解幼齢木)
事業区分	国庫補助率	県補助率		県上乘補助額の適用
(2) 農山漁村地域整備交付金				
機能回復整備事業(花粉発生源対策促進事業)注7	3/10(査定)	1/10(査定)	5%	注4-①(鳥獣害防止)
			15%	注5(再造林促進 植栽)
			標準経費のうち、資材単価差相当額の2/3以内	注5(生分解幼齢木)
(3) 森林災害復旧事業				
森林災害復旧事業	5/10	5/30	災害時に決定	
(4) 県単独事業				
災害に強い森林づくり推進事業(環境税)			100%	注1-②(災害に強い)

注1) 災害に強い森林づくり推進事業

① 事業種類:『災害に強い森林づくり推進事業(公共+環境税)』の場合(※森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業(森林緊急造成)に適用可)

県上積額=標準経費-(国庫補助金+県義務額)

② 事業種類:『災害に強い森林づくり(環境税)』の場合

国庫補助率0%、県補助率100%

## 注2) 再造林促進緊急対策事業

以下、①及び②の条件を満たすこと、なお再造林促進事業と併用はできないものとする。

- ①実施区分1が『人工造林(広葉樹)』で、同一の箇所(同一整理番号で枝番がことなるもの)で広葉樹及び針葉樹の植栽本数を合計し、広葉樹の本数率が20%以上の場合。ただし、再造林促進事業と併用出来ないものとする。
- ②広葉樹の植栽は、尾根や谷筋等に限定し、針葉樹の植栽と区分けが出来ていること(混植をしていないこと)。

## 注3) 保育間伐推進緊急対策事業

実施区分1が『除伐・保育間伐』で、かつ実施区分2が『保育間伐』で、かつ『市町村が上乗せ補助(13%)』を行っている場合  
上乗せ補助の対象林齢は11～25年生とする。

## 注4) 鳥獣害防止施設等整備事業

①実施区分1が『附帯施設整備』で、かつ実施区分2が『支柱(獣害用ネット柵)』もしくは『幼齢木保護ネット(生分解性のみ)』もしくは『樹皮保護ネット』で、かつ『市町村が上乗せ補助(13%)』を行っている場合

- ②「激甚災害に対処する為の特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号)第2条の規定に基づき政令で定められた地域及び知事が認めた地域(以下激甚災害地域等という)において、実施区分1が『附帯施設整備』で、かつ実施区分2が『支柱(獣害用ネット柵)』もしくは『幼齢木保護ネット』で、かつ『市町村が上乗せ補助(13%)』を行っている場合(樹皮保護ネットは、上乗せ対象外)

## 注5) 生分解性幼齢木保護ネット活用事業

—実施区分1が『附帯施設整備』で、かつ実施区分2が『幼齢木保護ネット』で、かつ『市町村が生分解性とプラスチック製の資材単価差に相当する標準経費の1/3以上の上乗せ補助』を行っている場合—

## 注5) 再造林促進事業 植栽

実施区分1が『人工造林(再造促)』又は『樹下植栽等(再造促)』(※ただし、更新伐(長期育成循環整備に限る)で帯状・群状伐採を実施した箇所に限る)で、かつ以下①～④の条件を全て満たす場合に適用できる。また、補助対象樹種は、スギ・ヒノキ・スギコンテナ及びヒノキコンテナに限る。

- ①同一の箇所(同一整理番号で枝番がことなるもの)の植栽本数を合計し「スギ」と「ヒノキ」の合計本数率が80%以上とする。
- ②スギの植栽本数 2499本/ha以内、ヒノキの植栽本数 2999本/ha以内
- ③森林経営計画区域内で実施したものとする。
- ④再造林促進緊急対策事業と併用出来ないものとする。

## 注6) 下刈支援対策事業

『人工造林(再造促)』にて、植栽の申請をしていること。  
上乗せ補助の対象林齢は、2～5年生とする。

## 注7) 花粉発生源対策促進事業

以下の要件を満たすものとする。

- ①既存スギ林を伐倒から植栽までの一体施業を実施するものとする。
- ②県が認めた花粉の少ないスギ品種のコンテナ苗であるものとする。

注8) 激甚災害地域等において、実施区分1が『森林作業道』で、かつ『市町村が上乗せ補助(15%)』を行っている場合

## ○補助額の計算

## (1) 査定係数を適用する場合

●補助額＝査定経費×補助率

.....

【円未満切捨て】

## (2) 査定係数を適用しない場合

●補助額＝標準経費×補助率

.....

【円未満切捨て】

## (3) 査定係数を適用する場合で県の上乗せ補助がある場合

●補助額＝査定経費×補助率＋標準経費×県上乗補助率/100

.....

【円未満切捨て】

## (4) 査定係数を適用しない場合で県の上乗せ補助がある場合

●補助額＝標準経費×補助率＋標準経費×県上乗補助率/100

.....

【円未満切捨て】

## (5) 災害に強い森林づくりで補助率が100%場合

●補助額＝標準経費

.....

【円未満切捨て】

## ○標準単価が適用できない場合の取り扱い

## (1) 施業内容で合致する標準単価がない場合

①標準単価を設定していない工種については実行経費により補助金額を算定する。

②ボランティア活動等標準単価の一部の経費が補助採択となる場合は、県の示す標準単価表を基に箇所毎の標準単価を作成し、標準経費を算定する。

③森林作業道において1m当たりの標準単価が適用できない場合は、造林作業道標準単価表に基づき補助金額を算定する。

## (2) 実行経費と標準経費のいずれか安価な経費を補助対象とする場合

①上記(1)③の場合で、かつ、森林作業道を請負に付して実行した場合は、標準経費と実行経費のいずれか安価な額により補助金額を算定する。

②市町村が事業主体の場合

## (3) ・実行経費を標準経費とする場合

・県が事業主体の場合

※実行経費を積算する場合には、標準単価の積算内容を参考に補助対象経費以外の費目を計上しないこと

## 2, 造林事業の概要

## ○事業体系1(補助金)

事業区分		事業種類	実施区分1	実施区分2	
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業  森林環境保全直接支援事業(公的分収)	森林環境保全直接支援	人工造林	人工造林(造林・被害地造林)、特殊地植え	
			樹下植栽等	萌芽整理、樹下植栽	
			下刈り	下刈り(全面刈り、坪刈り)	
			雪起こし	倒木起こし、引き起こしのみ	
			倒木起こし	倒木起こし、引き起こしのみ	
			枝打ち	枝打ち	
			除伐・保育間伐	除伐、保育間伐、伐竹(侵入竹除去)	
			間伐	間伐・搬出間伐(人力、機械+車両系、架線系+定性、列状)	
			更新伐	更新伐・搬出抜き伐り(人力、機械+車両系、架線系+定性、列状)	
			附帯施設整備	支柱(獣害用ネット柵)、樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット	
				林内作業場、林内かん水施設の整備	
				林床保全整備	
				伐竹(被圧竹除去)	
				森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)
			人工造林(広葉樹)	人工造林(再造林)	
	人工造林(再造林)	人工造林(再造林) ※公的分収は除く			
	樹下植栽(再造林)	人工造林(再造林) ※公的分収は除く			
	災害に強い森林づくり推進事業 (公共+環境税)	人工造林	人工造林(再造林)		
		下刈り	下刈り(1回刈りのみ)		
		附帯施設整備	支柱(獣害用ネット柵)、幼齢木保護ネット		
林内作業場、林内かん水施設の整備					
伐竹(被圧竹除去)					
森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)				
(特定)森林環境保全整備事業	森林緊急造成事業	森林緊急造成	人工造林	人工造林(造林・被害地造林)、特殊地植え	
			樹下植栽等	萌芽整理、樹下植栽	
			下刈り	下刈り	
			雪起こし	倒木起こし、引き起こしのみ	
			倒木起こし	倒木起こし、引き起こしのみ	
			枝打ち	人工造林(造林・被害地造林)、特殊地植え	
			除伐・保育間伐	除伐、保育間伐、伐竹(侵入竹除去)	
			更新伐	更新伐・搬出抜き伐り(0-10m3のみ)	
			附帯施設整備	支柱(獣害用ネット柵)、樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット	
				林内作業場、林内かん水施設の整備	
				林床保全整備	
				伐竹(被圧竹除去)	
				森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)
			災害に強い森林づくり推進事業 (公共+環境税)	人工造林	人工造林(再造林)
				下刈り	下刈り(1回刈りのみ)
	附帯施設整備	支柱(獣害用ネット柵)、樹皮保護ネット			
		林内作業場、林内かん水施設の整備			
		伐竹(被圧竹除去)			
	荒廃竹林整備・利活用推進事業 (公共+環境税)	伐竹	荒廃竹林整備(全面伐竹)		
		人工造林	被害地造林		
下刈り		下刈り(2回刈り)			
附帯施設整備		支柱(獣害用ネット柵)、幼齢木保護ネット			

事業区分		事業種類	実施区分1	実施区分2
（特定森林保全整備事業）	被害森林整備事業	被害森林整備事業	人工造林	人工造林(造林・被害地造林)、特殊地植え
			樹下植栽等	萌芽整理、樹下植栽
			下刈り	下刈り
			雪起こし	倒木起こし、引き起こしのみ
			倒木起こし	倒木起こし、引き起こしのみ
			枝打ち	枝打ち
			除伐・保育間伐	除伐、保育間伐、伐竹(侵入竹除去)
			更新伐	更新伐・搬出抜き伐り(0-10m3のみ)
			付帯施設整備	支柱(獣害用ネット柵、防鳥ネット柵)、樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット
				林内作業場、林内かん水施設の整備
林床保全整備				
		伐竹(被圧竹除去)		
		森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)	
災害に強い森林づくり推進事業(環境税)	災害に強い森林づくり推進事業(環境税)	除伐・保育間伐	保育間伐	

○事業体系2（農山漁村地域整備交付金）

事業区分		事業種類	実施区分1	実施区分2
機能回復整備事業	花粉発生源対策推進事業	花粉発生源対策推進事業	人工造林	人工造林(再造林)
			付帯施設整備	支柱(獣害用ネット柵)、幼齢木保護ネット
			森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)

3. 造林樹種等の適用範囲

- (1) 人工造林の植栽本数の下限は「樹下植栽」、「人工造林(被害地造林)」を除きヒノキ、マツ類は1,500本/ha以上、他の樹種は1,000本/ha以上とする。特定林地改良事業については主林木の植栽を3,000本/ha以上とする。
- (2) 外国樹種のうち植栽できるものは、下表のとおりとし苗木単価に大幅に差異がある場合は協議すること。

テーダマツ、スラッシュマツ、カラマツ類、イチヨウ、ユリノキ

- (3) セラミック苗等の新たな低コスト造林用の苗木を造林補助事業の対象とする場合は以下の条件を全て満たす場合に採択できるものとする。この場合の適用単価は、別途定めのない限り通常の山行き苗の標準単価を適用する。
  - ①各県の苗協で規格(地上高、根本径等)が定まっている場合
  - ②出荷の際に各県の苗協が山行苗としての品質証明書を発行できる場合(品種、規格、本数等)・・・普及するまでの当面の間、苗協の証明が必要
  - ③林業種苗法に基づく適正な管理を行っている苗木である場合

4. 伐採率の適用範囲

- (1) 保育間伐の目的樹種の伐採本数率は、20%以上とする。ただし、疎植造林等により施業体系上20%未満が適切であると判断される場合はこの限りではない。
- (2) 間伐及び更新伐の伐採本数率の下限は、20%とする。
- (3) 間伐、更新伐(長期育成)の伐採本数率の上限は40%、災害に強い森林づくりの保育間伐、更新伐(人工林整理伐、受光伐)の伐採本数率の上限は50%とする。ただし、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法等に留意して行うものとする。

## 5. 林齢制限一覧

## (1) 森林環境保全整備事業

実施区分1	実施区分2	森林環境保全直接支援事業	環境林整備事業	
			公的森林整備	被害森林整備
下刈り	全面1回刈	～10年生※1	～10年生※1	～10年生※1
	坪刈り	6～8年生※2	6～8年生※2	6～8年生※2
雪起こし	倒木起こし	～25年生	～25年生	～25年生
倒木起こし	倒木起こし	～25年生	～25年生	～25年生
枝打ち	枝打ち	11～30年生	11～30年生	—
除伐・保育間伐	除伐・伐竹(侵入竹除去)	11～25年生	11～25年生	11～25年生
	保育間伐 ※3 ※4	11～35年生	11～35年生	11～35年生
間伐	間伐	11～60年生	—	—
更新伐・間伐(人工林整理伐、受光伐)※4	更新伐・間伐	11～90年生	11～90年生	11～90年生
更新伐(長期育成)※4	更新伐	46～90年生	46～90年生	46～90年生
附帯施設整備	樹皮保護ネット	11年生～	11年生～	11年生～

## (2) 災害に強い森林づくり推進事業・荒廃竹林整備利活用推進事業

実施区分1	実施区分2	災害に強い森林づくり推進事業		荒廃竹林整備・利活用推進事業
		公共+環境税	環境税	公共+環境税
下刈り	全面1回刈	～5年生※6	—	～5年生
	全面1回刈(コンテナ苗)	～5年生	—	～5年生
	全面2回刈	—	—	～5年生
除伐・保育間伐	間伐	—	26年生～	—
間伐	間伐	—	—	—
更新伐・間伐	更新伐・間伐	—	—	—
附帯施設整備	樹皮保護ネット	—	—	—

※1 全面下刈りについては原則5年生まで、クヌギの萌芽更新については原則3年生までとする。

※2 6～8年生までの間で1回に限り適用することとする。ただしコンテナ苗を植栽した事業地においては、植栽木の健全な成長を促す為に必要な場合に限り対象とし、下刈り前の状況写真(遠景・近景)を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。

※3 被害地の整理については、Ⅻ齢級までとする。

※4 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の場合については、11年生以上(上限なし)とする。

※5 更新伐については補助区分により分類する。長期育成循環施業を実施した場合は46～90年生とする。

間伐(搬出)において、森林経営計画で実施し、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢の2倍以上を適用し61年生以上の間伐を行う場合は、更新伐単価を適用することとする。

※6 平成27年度までに、植栽した箇所の下刈りについては、6年生までとする。

## 6, 標準単価の適用方法

## (1) 事業規模

- ・ 1施行地の面積は0.1ha以上であることとする。災害に強い森林づくり推進事業(施業放棄地の整備)については、原則0.3ha以上であることとする。
- ・ 森林経営計画に基づき、直接支援事業における間伐・更新伐を実施する場合には、交付申請毎に1経営計画当たりの間伐及び更新伐の施工地の面積の合計が5ha以上とする。
- ・ 特定間伐促進計画に基づき、直接支援事業における間伐・更新伐を実施する場合には、交付申請毎に1集約化実施計画当たりの間伐及び更新伐の施工地の面積が各々5ha以上とする。
- ・ 直接支援事業における間伐・更新伐については、交付申請毎に1計画当たりの間伐及び更新伐の搬出材積の平均が1ha当たり各々10m<sup>3</sup>以上の場合に適用できる。
- ・ 間伐・更新伐については、過去5年間に除伐、間伐、更新伐の助成を受けていない場合に適用できる。

## (2) 植栽単価の本数区分と規格区分

- ・ 植栽単価の本数区分表示と適用範囲の関係は以下による。

名称	標準単価本数	実際の植栽本数
1haの植栽本数	500本/ha	500～ 999本/ha
	1000本/ha	1000～ 1499本/ha
	1500本/ha	1500～ 1999本/ha
	2000本/ha	2000～ 2499本/ha
	2500本/ha	2500～ 2999本/ha
	3000本/ha	3000～ 本/ha

- ・ 植栽樹種と単価適用範囲の規格は以下による。

名称	規格
ス ギ	林業用苗木規格による苗木全般
ヒ ノ キ	林業用苗木規格による苗木全般
マ ツ	林業用苗木規格による苗木全般
ク ヌ ギ	林業用苗木規格による苗木全般
ス ギ (コンテナ苗)	林業用苗木規格による苗木全般
ヒ ノ キ (コンテナ苗)	林業用苗木規格による苗木全般
ケ ヤ キ 1	林業用苗木規格による1年生苗木
ケ ヤ キ 2	林業用苗木規格による2年生苗木
イ ヌ エ ン ジ ユ 1	1年生: 根本径7.0mm上、地上長60cm上
イ ヌ エ ン ジ ユ 2	2年生: 根本径10.0mm上、地上長100cm上
ヤ マ ザ ク ラ 1	1年生: 根本径6.0mm上、地上長60cm上
ヤ マ ザ ク ラ 2	2年生: 根本径8.0mm上、地上長100cm上
ヤ マ モ ミ ジ 1	1年生: 根本径6.0mm上、地上長60cm上
ヤ マ モ ミ ジ 2	2年生: 根本径8.0mm上、地上長100cm上
ポ ッ ト 苗 1	地上長50cm上(樹種: ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ、ケヤキ等有用広葉樹)
ポ ッ ト 苗 2	地上長80cm上(樹種: ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ、ケヤキ等有用広葉樹)
イ チ ヨ ウ 1	地上長60cm上
イ チ ヨ ウ 2	地上長100cm上
そ の 他 1	地上長60cm上(樹種: 上記樹種にないその他有用広葉樹)
そ の 他 2	地上長100cm上(樹種: 上記樹種にないその他有用広葉樹)

## (3) 植栽単価の地拵え区分

- ・地拵えの区分は以下のとおりとする。
  - ・地拵えなし：地拵え未実施、または地拵えが必要無い状態(樹下植栽、被害地造林、特殊地拵え後、全面伐竹後)の植栽で適用する
  - ・地拵え1：0.5m以下の草を伐採整理し地拵えを行う状態
  - ・地拵え2：0.5mを超える草を伐採し地拵えをする状態
- ※地拵え1及び地拵え2は、再造林、拡大造林及び被害地造林(補植)で適用する。  
ただし、地拵え2を適用する場合は、草高の写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。  
※特殊地拵えを実施し、その後に再造林を行う場合の植栽区分は、地拵えなしを適用し、実施の翌年度から起算して2年以内に再造林を行わなければならない。

## (4) 除伐及び保育間伐の単価の区分と適用範囲

- ・保育間伐の単価は目的樹種20%以上、除伐の単価は20%未満に区分して適用する。
- ・除伐の目的樹種20%未満を適用する場合は、目的外樹種を全て伐採する場合に適用する。
- ・伐竹(侵入竹除去)を適用する場合は、侵入竹をすべて伐採する場合に適用する。
- ・保育間伐を適用する場合で、伐採木の50%以上で「伐採木が接地するよう枝払」及び「玉切」を実施する場合は、『枝払・玉切有り(50%以上)』の区分を適用できる。
- ・保育間伐の選木について、選木完了後の選木実施状況がわかる写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。

## (5) 間伐、更新伐の単価の区分等

- ・間伐、更新伐の標準単価は、搬出材積により区分され①10m<sup>3</sup>未満、②10m<sup>3</sup>以上20m<sup>3</sup>未満、③20m<sup>3</sup>以上30m<sup>3</sup>未満、④30m<sup>3</sup>以上40m<sup>3</sup>未満、⑤40m<sup>3</sup>以上50m<sup>3</sup>未満、⑥50m<sup>3</sup>以上の6区分とし、①10m<sup>3</sup>未満を適用する場合で、伐採木の50%以上で玉切を実施する場合は、『玉切有り(50%以上)』の区分を適用できる。
- ・ただし、災害に強い森林づくり推進事業においては、切捨間伐(間伐率40%以上、玉切80%以上)の標準単価を適用することとする。
- ・間伐(搬出間伐)については、施業方法により(「人力」、「機械」)+(「車両系」、「架線系」)+(「定性」、「列状」)に単価を6区分する。2つ以上の施業方法を組み合わせた場合は安価な方の単価を適用する。
- ・更新伐については、施業方法により(「人力」、「機械」)+(「車両系」、「架線系」)+(「定性」、「列状」)に単価を6区分する。2つ以上の施業方法を組み合わせた場合は安価な方の単価を適用する。
- ・造材について、人力施行と機械施行の区分があるため、人力施行を適用する場合は、造材中の状況写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。
- ・間伐については、施業方法により「車両系」と「架線系」に単価を区分する。  
現地において「架線系」を使用した場合でも、列状間伐、「車両系」との組み合わせによる場合は「車両系」を採用する。
- ・架線系集材は、集材機、タワーヤーダ、スイングヤーダで主索を張り集材する場合に適用する。主索を張る必要のないウインチ集材は車両系に該当する。架線系集材の単価を適用する場合は集材の状況写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。
- ・「架線系」単価を適用できる場合は、施業地の路網密度が100m/ha未満で、森林作業道の開設が林地傾斜等の状況により困難な場合とする。
- ・間伐、更新伐のうち(「人力」、「機械」)+(「車両系」)+(「定性」)組み合わせは、齢級により区分され、①7齢級以下②8齢級以上に単価を2区分する。
- ・列状は伐採列の本数が1本以上の場合に適用する。
- ・間伐13齢級以上は、更新伐単価を適用する。
- ・伐採前の成立本数が700本/ha未満の場合は、更新伐単価を適用する。
- ・間伐及び更新伐の選木について、選木完了後の選木実施状況がわかる写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。

## (6) 獣害用ネット柵の適用方法

- ・獣害用ネット柵は、網目及びネット設置高、支柱の設置本数により区分する。
- ・支柱材料は防腐処理(クレオソール塗布)標準とすることとする。
- ・獣害用ネットの材料がステンレス入りでない場合には強度及び資材単価がステンレス入りと同等以上であると判断される場合に適用できる。
- ・詳細な基準は別添のとおりとする。

## (7) 幼齢木保護ネットの適用方法

幼齢木保護ネットは以下の①、②を全て満たす場合に適用できるものとする。ただし、適用範囲は500本/ha以上とし、設置数に関わらず、1,500本/haを上限とする。

- ①植栽木すべてに設置すること。
- ②事業実施前に資材等について協議を行うこととする。資材は生分解性であることとする。
- ③メーカーが作成した仕様書等(設置方法や注意事項が記載されているもの)に基づき設置している。

- 例) 0.5haの現地で、600本設置(=植栽)した場合                   : 1200本/ha となるので 標準経費=標準単価×600本(実本数)  
 0.5haの現地で、1400本設置(=植栽)した場合                   : 2800本/ha となるので 標準経費=標準単価×750本(0.5ha×1500本/ha)

p.3参照

## (8) 枝打ち単価の適用方法

- ・枝打ち単価は、①1.0m以上2.0m未満と②2.0m以上3.0m以下の2区分とする。
- ・造林事業の枝打ちは、花粉対策及び林内の光環境の向上を目的とすることから、枯れ枝落しは補助対象としない。
- ・1.0m以上の枝打ち幅があること。
- ・①を適用する場合は、枝打ち高さが地上高2.0m未満の範囲内にあること。
- ・②を適用する場合は、枝打ち高さが地上高3.0m以下の範囲内にあること。
- ・上記枝打ち幅には、獣害対策のための枝元を残した枝打ちも適用できる。

## (9) 付帯施設等の申請時期

- ・付帯施設や森林作業道は森林施業と一体的に行うこととされていることから本来、森林施業と同時の申請することが望ましいが、予算の都合等により下記の場合については申請時期をずらすことを認めることとする。ただし、必ず付帯施設等にかかる森林施業の実施の確認を行うこと。
- (ア) 付帯施設整備については、森林施業の申請の期を含めず2期を限度として事前または事後に申請ができるものとする。
- (イ) 森林作業道については、森林施業の2年を限度とし先行開設を行い申請できるものとする。

## (10) 伐竹単価の適用方法

- ・付帯施設整備の荒廃竹林整備(被圧竹除去)は、間伐等の実施区域外で行うものに適用する。
- ・除伐、付帯施設整備、荒廃竹林整備のいずれの伐竹においても、竹はすべて伐倒し切断・整理・集積した場合にのみ適用できるものとする。
- ・申請には、伐採前の写真(遠景・近景)を撮影するとともに、毎木調査等の伐採前成立本数を確認できる書類を整備し、書類検査において確認できるよう整備することとする。
- ・荒廃竹林整備・利活用推進事業における全面伐竹については、1施行地毎にその成立本数が5,000本/ha以上の場合に適用できるものとする。

## (11) 森林作業道(標準単価)の適用方法

- ・森林作業道の標準単価、間接費、標準経費の算出に当たっては、設計起案を行った直近の大分県森林作業道実施要領によることとする。ただし標準単価の適用に当たっては単価表の欄外の注意事項を確認し適用することとする。
- ・森林作業道の平均法高は原則2mを上限とする。

## (12) 森林環境保全直接支援事業において、森林経営計画対象林班内で経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に間伐及び更新伐を行う場合(平成25年5月1日付け大分県造林事業実施要領第1の1の(4)ウ(ア)b、平成25年9月2日付け大分県造林事業実施要領の運用1の(5)ウ 参照)、又は、特定間伐促進計画の実施計画に基づき施業を実施する林分が存在する林班内に森林経営計画が作成されている場合(平成25年9月2日付け大分県造林事業実施要領の運用1の(13)ウ(ア) 参照)の適用方法

- ・造林内訳書の“経営(施業)計画番号欄”に「対象森林として取り込む経営計画の番号」及び、“集約計画番号欄”に「一」及び、“備考欄”に「H〇〇年度までに取込予定(〇〇の部分に年度を記入。補助事業完了年度の翌年度まで(平成25年9月2日付け大分県造林事業実施要領の運用6の(8)のウ及びエ 参照)。)」を記入した場合に適用できる。